

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の概要

- 令和元年度税制改正では、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（以下「個人版事業承継税制」という。）が創設されました。
- 個人版事業承継税制は、後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産（以下「特定事業用資産」という。）を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
- この納税猶予制度は、経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた個人である中小企業者を対象としており、その認定要件は、経営承継円滑化法施行規則において定められています。
- 経営承継円滑化法第12条第1項の認定後の税務申告の手続や要件等は、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

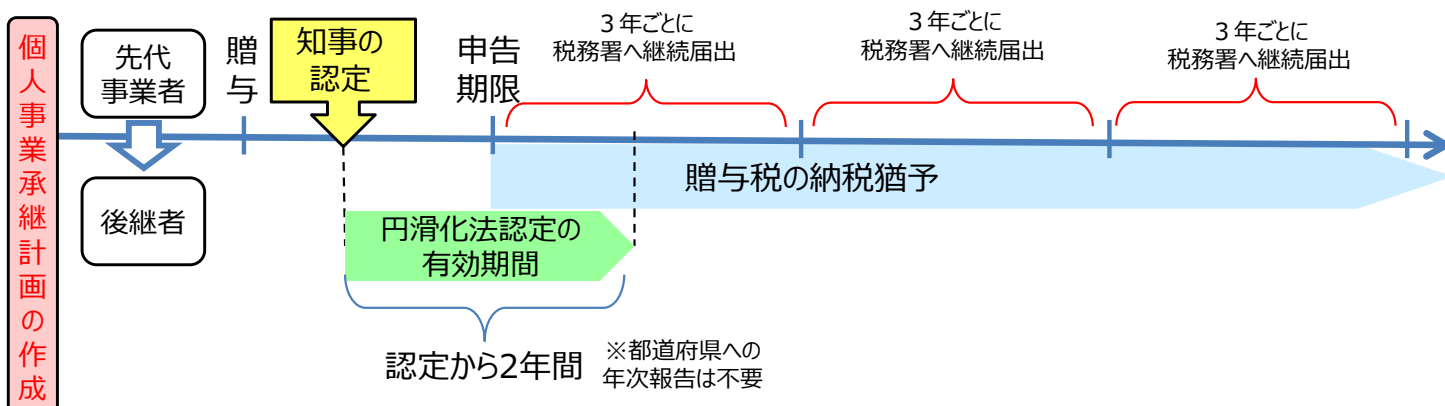
【贈与税の納税猶予の概要】

後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



猶予税額が免除・減免される場合

- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
- 後継者の死亡（猶予税額の免除）
- 後継者が重度障害となった場合
- 申告期限から5年後に次の後継者へ贈与した場合
- 後継者が破産した場合
- 経営環境の変化により特例受贈事業用資産を譲渡又は廃業する場合 等

猶予税額を納税する場合

- 青色申告の承認取消し、取りやめた場合
- 総収入金額が零になった場合
- 特例受贈事業用資産が青色申告書の貸借対照表に全て計上されなくなった場合
- 特例受贈事業用資産を譲渡した場合
- 特例受贈事業用資産を事業供用しなくなった場合
- 資産保有型事業等に該当した場合 等

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の概要

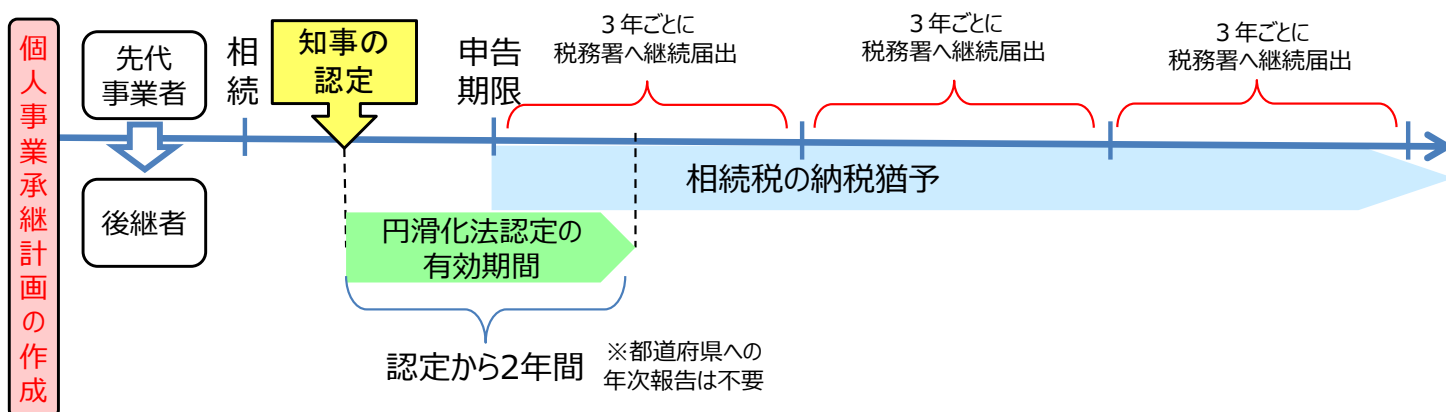
【相続税の納税猶予の概要】

後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含みます。）により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

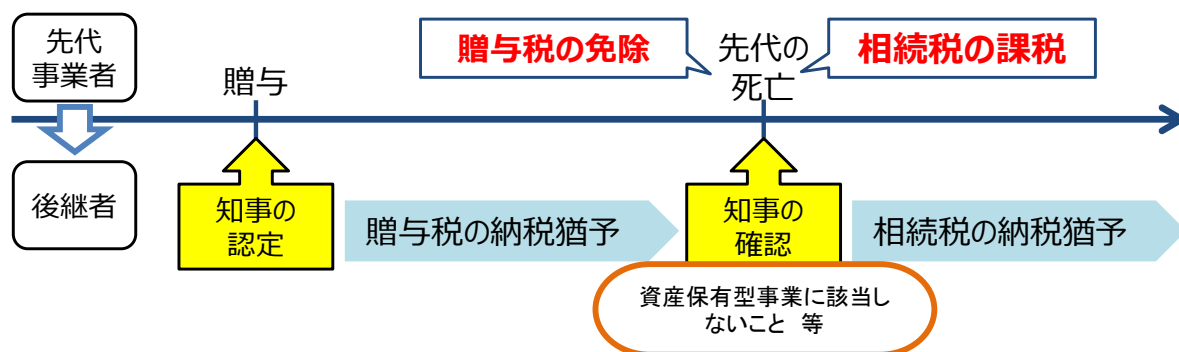
なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた特例受贈事業用資産を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。



以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせることで、特定事業用資産の承継に伴う税負担を軽減することができます。

第1章 個人版事業承継税制の概要

納税猶予の対象となる特定事業用資産とは

「**特定事業用資産**」とは、先代事業者の事業※¹の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※^{2, 3}をいいます。また、「**特例事業用資産**」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「**特例受贈事業用資産**」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

※ 1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。

※ 2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。

※ 3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

※ 4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。

※ 5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舍等(先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。)の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。

個人事業者が保有している資産

- 自宅の宅地等、自宅の建物等、預貯金、有価証券、金品 など

うち、事業用資産(事業の用に供されている資産)

- 不動産貸付用の宅地
 - 不動産貸付用の建物
 - 棚卸資産
 - 事業用の預貯金
 - 売掛金 など
- 事業の種類として対象外
- 資産の種類として対象外

うち、**特定事業用資産**

- 事業用の宅地等（400㎡）
- 事業用の建物（800㎡）
- 減価償却資産（固定資産税の課税対象等）

納税猶予の対象

特定事業用資産のうち納税猶予の適用をうけるもの

- 特例事業用資産
- 特例受贈事業用資産

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の手続きの流れ（贈与）

提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

個人事業
承継計画の策定

確認申請

贈与

認定申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2026年3月31日まで提出可能。
※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。
- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。
- 贈与年の10月15日から翌年1月15日までに申請。
- 個人事業承継計画を添付。

税務署

税務署へ
申告

申告期限後

- 贈与年の翌年3月15日までに認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 税務署へ「継続届出書」を提出。
(3年に1回)

第1章 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の手続きの流れ（相続）

提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年1月1日以降の相続の開始について適用することができます。

都道府県庁

個人事業
承継計画の策定

確認申請

相続又は遺贈

認定申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2026年3月31日まで提出可能。
※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。
- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。
- 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日以後の期間に限ります）。
- 個人事業承継計画を添付。

税務署

税務署へ
申告

申告期限後

- 相続の開始の日の翌日から10か月以内に認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。
- 税務署へ「継続届出書」を提出。（3年に1回）